

秋田市要援護者支援システム更新に係る構築および運用業務  
委託業者選定委員会設置要綱

令和 2 年 12 月 23 日  
福祉保健部長決裁

(設置)

第 1 条 秋田市要援護者支援システム更新に係る構築および運用業務委託  
公募型プロポーザル実施要綱第 4 条の規定に基づき、秋田市要援護者支  
援システム更新に係る構築および運用業務委託業者選定委員会(以下「委  
員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 審査および選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、秋田市要援護者支援システムの契約候補  
者の選定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、福祉保健部次長とする。
- (2) 副委員長は、福祉総務課長とする。

4 委員は、防災安全対策課長、情報統計課 I C T 推進担当課長、中央市  
民サービスセンター副所長および地域福祉推進室長の職にある者をもっ  
て充てる。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(解散)

第 5 条 委員会は所定の目的が達成された時点で解散する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉総務課地域福祉推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、秋田市要援護者支援システムに係るプロポーザルにより選定された契約候補者と契約を締結した日の翌日限り、その効力を失う。